

改正

昭和61年3月31日教育委員会規則第9号

昭和61年8月28日教育委員会規則第11号

昭和63年3月24日教育委員会規則第3号

昭和64年1月7日教育委員会規則第1号

平成8年4月10日教育委員会規則第4号

平成11年2月24日教育委員会規則第4号

平成11年3月31日教育委員会規則第6号

平成11年3月31日教育委員会規則第8号

平成16年8月4日教育委員会規則第9号

平成16年10月1日教育委員会規則第12号

平成19年12月3日教育委員会規則第7号

平成20年3月31日教育委員会規則第8号

平成20年6月30日教育委員会規則第18号

平成20年12月26日教育委員会規則第23号

平成23年10月3日教育委員会規則第6号

令和元年10月4日教育委員会規則第5号

令和2年9月1日教育委員会規則第18号

令和4年5月2日教育委員会規則第9号

令和5年3月29日教育委員会規則第3号

流山市立図書館管理規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 資料等の館内利用（第3条—第8条）

第3章 資料等の館外利用（第9条—第15条）

第4章 指定資料の館外利用（第16条—第18条）

第5章 資料等の団体利用（第19条—第22条）

第6章 森の図書館会議施設等の使用（第23条—第36条）

第7章 雑則（第37条・第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、流山市立図書館（以下「図書館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）資料等 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。
- （2）指定資料 図書館以外の場所で利用することのできない資料等として流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定した図書館の資料等をいう。
- （3）団体等 市内の法人又は人格を持たない各種の団体をいう。

第2章 資料等の館内利用

（入館の制限）

第3条 次の各号の一に該当する者と教育委員会が認めるものは、図書館に立ち入ってはならない。

- （1）感染性の疾病を有する者
- （2）他人に危害又は迷惑を及ぼす物、動物その他これらに類するものを携帯する者
- （3）酒酔い等のため他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- （4）その他図書館を利用することが適当でない者

（行為の禁止）

第4条 図書館を利用する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1）図書館の施設、設備又は資料等を汚し、損傷し、又は紛失すること。
- （2）図書館の所定の場所以外で火気を使用し、喫煙し、又は飲食すること。
- （3）立入りを禁じた場所に立ち入ること。
- （4）無断で館内の撮影をすること。
- （5）公の秩序又は善良な風俗を乱すこと。
- （6）その他教育委員会が定める行為

(図書館の利用の禁止等)

第5条 教育委員会は、前条の規定に違反する者の図書館の利用の全部又は一部を禁止することができる。

(資料等の利用)

第6条 図書館の資料等を利用しようとする者は、図書館の中で利用することができる。

(資料等の利用条件)

第7条 前条に規定する利用をする者には、次の各号に掲げる条件を付する。

- (1) 所定の場所で資料等を利用すること。
- (2) 所定の場所以外で音読、高談その他騒がしい行為をしないこと。
- (3) 資料等を汚し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、速やかにその旨を教育委員会に申し出ること。
- (4) 関係職員の図書館の資料等の利用に関する指示に従うこと。

(資料等の利用の禁止等)

第8条 教育委員会は、前条の規定に違反する者の図書館の中での利用の全部又は一部を禁止することができる。

第3章 資料等の館外利用

(館外利用)

第9条 図書館の資料等を図書館以外の場所で利用しようとする者は、利用申込書（別記第1号様式。以下「申込書」という。）を教育委員会に提出し流山市立図書館利用カード（別記第2号様式。以下「利用カード」という。）の交付を受けるものとする。

- 2 利用カードは、市内に居住し、又は市内に通勤若しくは通学している者に交付するものとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 利用カードは、交付の日から5年間利用することができる。ただし、市内に通勤若しくは通学している者は3年間とする。

(利用カードの交付条件)

第10条 前条第1項の規定による利用カードの交付には、次の各号に掲げる条件を付する。

- (1) 当該利用申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出ること。
- (2) 利用カードを汚し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出ること。

(3) 利用カードが他人に使用されたことにより損害が生じたときは、当該利用カードの交付を受けた者は、当該損害を賠償すること。

(4) 利用カードを貸与し、又は譲渡しないこと。

(利用カードの使用の禁止等)

第11条 教育委員会は、前条の規定に違反する者の利用カードの使用の全部若しくは一部を禁止し、又は利用カードの交付の取消しをすることができる。

(館外利用)

第12条 利用カードの交付を受けた者は、関係職員に利用カードを提示して、図書館の資料等を図書館以外の場所で利用（以下「館外利用」という。）することができる。

2 館外利用することのできる期間は、館外利用を始めた日から15日間とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、29日間とすることがある。

3 館外利用することのできる図書館の資料等の数量は、次の表に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

区分	数量
図書及び雑誌	合わせて10冊以内
コンパクトディスク	3点以内
カセットテープ	3点以内
ビデオテープ	1点
ビデオディスク	1点
レコード	3点以内
紙芝居	3点以内

(館外利用の条件)

第13条 前条に規定する館外利用には、教育委員会は次の各号に掲げる条件のほか、必要な条件を付する。

(1) 図書館の資料等を利用することのできる期間の満了する日までに、当該資料等を教育委員会に返却すること。

(2) 図書館の資料等を転貸し、譲渡し、又は入質しないこと。

(3) 図書館の資料等を汚し、損傷し、滅失し、又は紛失しないこと。

(4) 図書館の資料等を汚し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、速やかに教育委員会に届

け出ること。

(5) 関係職員の図書館の資料等の利用に関する指示に従うこと。

(返却を怠った者に対する処置)

第14条 教育委員会は、前条第1号の規定に違反し、図書館の資料等を期間内に返却しなかった者に対し、一定期間館外利用を停止することができる。

(館外利用の禁止)

第15条 教育委員会は、第13条第2号から第5号までの規定に違反する者に対し、図書館の資料等の利用の全部又は一部を禁止することができる。

第4章 指定資料の館外利用

(指定資料の館外利用)

第16条 指定資料を図書館以外の場所で利用しようとする者は、利用カードを提示し、指定資料館外利用申込書(別記第3号様式)を教育委員会に提出するものとする。

(指定資料の利用条件)

第17条 前条に規定する利用に当たっては、教育委員会は、次の各号に掲げる条件のほか、必要な条件を付する。

(1) 指定資料の利用することのできる期間の満了する日までに、当該指定資料を教育委員会に返却すること。

(2) 指定資料を転貸し、譲渡し、又は入質しないこと。

(3) 指定資料を汚し、損傷し、滅失し、又は紛失しないこと。

(4) 指定資料を汚し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、速やかに教育委員会に届け出ること。

(5) 関係職員の指定資料の利用に関する指示に従うこと。

(指定資料の館外利用の禁止等)

第18条 教育委員会は、前条の規定に違反する者の指定資料の利用の全部若しくは一部を禁止し、又は許可を取り消すことができる。

第5章 資料等の団体利用

(団体利用)

第19条 団体等は、当該団体等の構成員又は使用人の利用に供するため、図書館の資料等を図書館以外の場所で利用(以下「団体利用」という。)することができる。

2 団体利用をすることのできる期間は、団体利用を始めた日から30日間とする。ただし、教育委

員会が必要と認める場合は、この限りでない。

- 3 団体利用をすることができる資料等の数は、1団体1回につき100冊以内とする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。

(団体利用の申込)

第20条 団体利用をしようとする者は、団体利用申込書(別記第4号様式)を教育委員会に提出し、利用カードの交付を受けるものとする。

- 2 利用カードは、交付の日から1年間利用することができる。

(団体利用の条件)

第21条 前条第1項に規定する団体利用には、教育委員会は次の各号に掲げる条件のほか、必要な条件を付する。

- (1) 図書館の資料等を団体利用をすることができる期間の満了する日までに、当該資料等を教育委員会に返却すること。
- (2) 図書館の資料等を譲渡し、又は入質しないこと。
- (3) 図書館の資料等を汚し、損傷し、滅失し、又は紛失しないこと。
- (4) 図書館の資料等を汚し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、速やかに教育委員会に届け出ること。
- (5) 関係職員の図書館の資料等の利用に関する指示に従うこと。

(団体利用の禁止等)

第22条 教育委員会は、前条の規定に違反する者の団体利用の全部若しくは一部を禁止し、又は利用カードの交付を取り消すことができる。

第6章 森の図書館会議施設等の使用

(使用許可の申請)

第23条 流山市立図書館設置等に関する条例(昭和53年流山市条例第12号。以下「条例」という。)

第8条第1項の規定により、流山市立森の図書館(以下「森の図書館」という。)の会議施設及び展示施設(以下「森の図書館会議施設等」という。)を使用しようとする者は、流山市立森の図書館会議施設等使用許可申請書(別記第5号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請書に使用計画書等必要な書類を添付させることができる。
- 3 第1項の規定による申請をしようとする者で使用に係る抽選に参加しようとする者は、使用する日(以下「使用日」という。)の属する月の3月前の月の初日から10日までの間に、当該使用に係る抽選の申込みをしなければならない。

4 前項の規定により抽選の申込みをした者のうち、使用日の属する月の3月前の月の11日に行う抽選に当選したものは、当該使用日の属する月の3月前の12日から21日までの間に、第1項の規定による申請をしなければならない。この場合において、当該期間内に申請をしなかったときは、その者の当選は無効とする。

5 前2項の規定による場合のほか、森の図書館会議施設等を使用しようとする者は、使用日の属する月の3月前の月の23日から当該使用日までの間に、第1項の規定による申請をしなければならない。

6 第1項及び第3項に規定する申請の手続は、流山市公共施設予約システムの利用等に関する規則（平成16年流山市規則第36号）第2条第2号に規定するシステム（以下「施設予約システム」という。）を利用する方法により行うことができる。

（使用許可）

第24条 前条の規定による申請があったときは、指定管理者は速やかに使用の許可の可否を決定し、流山市立森の図書館会議施設等使用許可（不許可）書（別記第6号様式）を当該申請に係る者に交付する。

2 前条第6項に規定する方法により申請の手続を行う場合の許可は、施設予約システムを利用してその旨を表示することにより当該許可書の交付に代えることができる。

（使用許可の順序）

第25条 使用許可の順序は、申請の順序によりこれを行い、同時に申請のあったときは、協議又は抽選により決める。ただし、公用又は公共用のため教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（使用の許可条件）

第26条 条例第8条第2項の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 森の図書館会議施設等は、収容定員を超えないこと。
- （2） あらかじめ指定された場所以外で火気を使用しないこと。
- （3） 森の図書館会議施設等の中では、喫煙しないこと。
- （4） 建物その他の物件をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- （5） 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （6） 所定の場所以外の場所に立ち入らないこと。
- （7） 特に許可を受けた者のほか、所定の場所に備え付けた物件を移動しないこと。
- （8） その他職員の指示に違反し、森の図書館会議施設等の秩序を乱す行為をしないこと。

(森の図書館会議施設等の管理上支障があると認められるとき)

第27条 条例第9条第3号に定める森の図書館会議施設等の管理上支障があると認められるときは、学齢児童（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する満12歳までの児童をいう。）のみで夜間使用するときをいう。

(使用時間)

第28条 森の図書館会議施設等の使用時間は、指定管理者の使用許可を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 森の図書館会議施設等の使用開始後の使用時間の延長は、これを認めない。ただし、指定管理者が他の使用に支障がないと認めたときは、この限りでない。

(使用の取消し及び変更)

第29条 森の図書館会議施設等の使用許可を受けた者は、その使用を取り消し、又は変更しようとする場合は、速やかにその旨を指定管理者に連絡しなければならない。

2 使用許可の変更は、他の使用に支障が生じない場合に限り許可する。

(使用許可取消し等の通知)

第30条 指定管理者は、条例第10条の規定により森の図書館会議施設等の使用許可を取り消し、又は禁止したときは、流山市立森の図書館会議施設等使用許可取消（禁止）書（別記第7号様式）を交付する。

(指定管理者の立入り)

第31条 指定管理者は、森の図書館の管理運営上の必要のため、使用中の森の図書館会議施設等に立ち入ることができる。

(原状回復後の点検)

第32条 使用者は、条例第13条の規定により森の図書館会議施設等を原状に回復したときは、指定管理者にその旨を届け出て、点検を受けなければならない。

(利用料金の支払)

第33条 利用料金の支払は、前納とする。ただし、国及び地方公共団体が使用する場合は、この限りでない。

(森の図書館会議施設等の使用を取りやめる場合の利用料金の支払)

第34条 使用者は、使用者の責めによる事由により許可を受けた森の図書館会議施設等の使用を取りやめた場合において、条例第14条第1項の使用期日の7日前までに許可の取消しの申出を行わないときは、当該許可を受けた森の図書館会議施設等に係る利用料金を支払わなければならない。

(利用料金の減免)

第35条 条例第15条の規定により利用料金を免除することができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市又はその機関が主催者として使用する場合
- (2) 指定管理者がその業務の実施のために使用する場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めた場合

2 条例第15条の規定により利用料金を減額することができる場合及びその割合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市又はその機関が共催者として使用する場合 5割
- (2) 高校生(学校教育法第1条に規定する中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に通学する者を含む。)及び中学生以下の者並びに高齢者(65歳以上の者をいう。以下この条において同じ。)及び障害者が構成員の過半数を占める市内の団体が使用する場合 5割
- (3) 市内に存する学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に通学する者が使用する場合 5割
- (4) 市内に居住する高齢者又は障害者が使用する場合 5割
- (5) 市以外の官公署が主催者として使用する場合 3割
- (6) 公の支配に属する教育、福祉団体等がその目的のために使用する場合 3割
- (7) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体がその目的のために使用する場合 3割
- (8) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めた場合 その都度教育委員会が定める割合

3 前項第2号及び第4号の障害者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 知事が交付する療育手帳の交付を受けた者及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所において、障害の程度が重度、中度又は軽度のいずれかに判定された者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該身体障害者手帳に掲げる身体障害者等級表の級別が1級、2級又は3級のもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該精神障害者保健福祉手帳に

掲げる障害等級が1級、2級又は3級のもの

(利用料金の還付)

第36条 条例第16条ただし書の規定により還付する利用料金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第16条第1号に該当する場合 全額

(2) 条例第16条第2号に該当する場合 全額

2 条例第10条第1項の規定により指定管理者がその使用を取り消し、又は禁止した場合の還付する利用料金の額は、指定管理者が別に定める。

第7章 雑則

(広告類の掲示等禁止)

第37条 図書館又はその敷地内においては、教育委員会の許可を受けないで、広告その他これに類するものを掲示又は配布してはならない。

(委任)

第38条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年8月28日教委規則第11号)

この規則は、昭和61年9月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月24日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則(第1条から第16条までの規定により改正されるそれぞれの規則をいう。)に基づき調製した様式でその用紙が現に残存している場合は、当分の間、従前の例により使用することができる。

附 則 (昭和64年1月7日教委規則第1号)

この規則は、公布の日の翌日から施行する。

附 則 (平成8年4月10日教委規則第4号)

この規則は、平成8年4月10日から施行する。

附 則（平成11年2月24日教委規則第4号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日教委規則第6号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日教委規則第8号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月4日教委規則第9号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成16年10月1日教委規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定により調製された申請書その他の書類が残存している場合は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成19年12月3日教委規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の流山市立図書館管理規則の規定は、平成20年10月1日以後の北部地域図書館会議施設等の使用に係る利用料金について適用し、同日前の北部地域図書館会議施設等の使用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年6月30日教委規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月26日教委規則第23号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の流山市立図書館管理規則（以下「新規則」という。）第14条第2項及び第3項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の館外利用について適用し、同日前の館外利用については、なお従前の例による。

（適用区分）

- 3 新規則第15条の2の規定は、施行日以後に図書館の資料等の館外利用をし、当該資料等を期間内に返却しなかった者について適用する。

附 則（平成23年10月3日教委規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（流山市教育委員会組織規則の一部改正）

- 2 流山市教育委員会組織規則（平成16年流山市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（流山市教育委員会公印規則の一部改正）

- 3 流山市教育委員会公印規則（昭和50年流山市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和元年10月4日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年9月1日教委規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定により調製された様式が残存している場合は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年5月2日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月29日教委規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に第1条から第5条までの規定による改正前の各規則の規定により調製された様式が残存している場合は、当分の間、所要の調整をしたうえで使用することができる。